

公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関	検出事項					是正を求める事項										
パスポートセンター	行政財産の使用許可について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。 <table border="1" data-bbox="510 541 1638 655"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>目的</th> <th>年間使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>ロビー壁面 3箇所</td> <td>広告等の掲載</td> <td>661,100円</td> <td>令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>					種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間	建物	ロビー壁面 3箇所	広告等の掲載	661,100円	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【大阪府公有財産規則】 (使用状況の確認) 第31条 部局長等は、その所管する行政財産の使用の許可の内容について、知事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システムを用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとする。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする。</p> </div>
種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期間												
建物	ロビー壁面 3箇所	広告等の掲載	661,100円	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで												
措置の内容																
検出事項について、公有財産台帳への登載を行った。 今回の検出事項が発生した原因は、行政財産使用許可が公有財産台帳等管理システムへの登録の対象であるという認識がなかったことによるものである。 再発防止に向け、広告事業の事前準備から公有財産台帳への登載、使用料及び広告収入の調定の起案までの事務手順を記したフローを作成するとともに、所内研修を通じて担当職員等に対する本件事案の情報共有及び注意喚起を行った。 今後は、財務部主催の研修への参加等により当該事務を十分に理解し、大阪府公有財産規則及び大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月4日から令和8年1月22日まで）